

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 建築基準法による道路位置の指定……………
- …（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…
- 建築基準法による道路位置の指定の取消し（二件）……………
- …（同）…
- 開発行為に関する工事完了……………
- …（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…

告示

● 東京都告示第千二百四十八号
 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年十二月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	令和五年十一月十七日	東村山市久米川町四丁目二十番二十の一部、同番二十四並びに同番二十五及び同番三十四の各一部	延長 六・一八 幅員 四・〇〇

東京都告示第千二百四十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年十二月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

取消しに係る道路の種類	取消年月日	取消しに係る道路の位置	取消しに係る道路の延長及び幅員（単位メートル）
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	令和五年十一月十五日	東久留米市中央町三丁目千六百四番一及び同番十	延長 一九・〇八 幅員 一・〇〇

幅員
四・二〇
二五・六二

東京都告示第千二百五十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年十二月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

取消しに係る道路の種類	取消年月日	取消しに係る道路の延長及び幅員（単位メートル）
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	令和五年十一月二十八日	清瀬市中清戸一丁目五百九十六番二の一部及び同番三十一

公告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年十二月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

小金井市貫井南町四丁目四百二十番四、同番十二、四百二十六番十一号

練馬区石神井町二丁目二十

<p>十一番十八、同番二十三、同番三十六及び同番三十七</p> <p>三鷹市牟礼三丁目九百八十九番二、同番二地先、同番三、同番四、九百九十番三並びに九百九十一番二十五、同番二十六、千四十二番二及び千二百五十五番二の各一部</p> <p>調布市深大寺北町五丁目十六番一及び同番二十の各一部、同番二十六から同番二十八まで並びに十七番八</p> <p>調布市西つじヶ丘四丁目十九番一</p> <p>西東京市芝久保町一丁目千四百六十七番五の一部(第二工区)</p> <p>清瀬市元町二丁目九百四十番一及び同番十一</p>	<p>一建設株式会社 代表取締役 堀口 忠美</p> <p>三鷹市牟礼二丁目九番一号 高橋 良明</p> <p>調布市深大寺北町五丁目十六番地二 矢田部正照</p> <p>杉並区阿佐谷南三丁目三十五番二十一号 株式会社細田工務店 代表取締役 野村孝一郎</p> <p>西東京市東伏見三丁目六番十九号 タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺 一裕</p> <p>大阪府大阪市北区大淀中一丁目一番八十八号 積水ハウス株式会社 代表取締役 仲井 嘉浩</p>
--	--

発行
東京都
東京都新宿区西新宿三丁目八番一号(代)
電話 〇三(五三二)一一一一

郵便番号
163-8001

定価
本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

